

議案第21号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給割合を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の112.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の130）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の55（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の63.75）</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の117.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の132.5）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の57.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の65）</p> <p>2及び3 略</p>